

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

◇ 告 示 都市計画の案の縦覧
目 次

告 示

鳥取県告示第八十五号

米子境港都市計画の市街化区域及び市街化調整区域を決定するので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第十項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 都市計画の種類
 - 市街化区域及び市街化調整区域
- 二 都市計画を定める土地の区域
 - 境港市及び日吉津村の全域並びに米子市のうち尾高、岡成、泉、下郷、河岡、福万、石州府及び日下を除く区域

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇 米子市役所

境港市上道町一六〇〇 境港市役所

西伯郡日吉津村日吉津八七二ノ一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

昭和四十六年三月六日から昭和四十六年三月十九日まで